

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1号イの規定により、次のとおり申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合に あつてはその新規化学物質を製造する事業所名 及びその所在地(新規化学物質を輸入しよう とする場合にあつてはその新規化学物質が製 造される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を中間物として使用すること が確実である者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在 地	
8. 新規化学物質の使用により製造される化学 物質の名称	
9. その他参考となるべき事項	

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 中間物としての新規化学物質の年度ごとの製造(輸入)予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を、当該数量が1トン以下の場合は、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を、それぞれ添付すること。
- (1)製造設備及び施設の状況を示す図面
 - (2)製造時の取扱方法を説明した書面
 - (3)製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
 - (4)製造(輸入)しようとする事業者における化学物質の管理体制を説明した書面
 - (5)出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
 - (6)申出をする年度の製造(輸入)予定数量が1トン以下であることを説明した書面
 - (7)製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面
 - (8)製造(輸入)しようとする事業者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面
3. 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、抹消すること。
5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. その他参考となるべき事項には、当該新規化学物質を用いて最終的に製造される物質の用途及び名称を可能な限り記載するものとする。